破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸615番地の２
債務者　椙山　数好
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸615番地の２
債務者　椙山　光子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
函館市山の手１丁目１番10―302号
債務者　本村美恵子（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
北海道山越郡長万部町字長万部444番地の１
債務者　湯澤　美佳
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７号
函館市美原３丁目19番８号
債務者　工藤　好春
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
北海道二海郡八雲町東町206番地
債務者　新谷　　圭
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
広島県三次市上志和地町130番地
債務者　池本　　亮
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５３６号
さいたま市見沼区東大宮３－６－４　ＲＣ30―603、住民票上の住所さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地　グランドシティＳ―1004
債務者　栗田　秀平
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
埼玉県新座市畑中１丁目10番27号
債務者　嶋貫　利昭
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０４号
埼玉県戸田市本町２丁目13番19―101号
債務者　稲垣　大介
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
千葉県木更津市文京４丁目５番24号　メゾン文京401
債務者　村上　里美（旧姓的場）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４５号
千葉県木更津市桜井590番地２
債務者　加藤　金作
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４６号
千葉県木更津市桜井590番地２
債務者　加藤　千代
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８４号
新潟県小千谷市稲荷町10番12号　大源宏宣方、前住所新潟県小千谷市大字**蒋**生乙917番地９
債務者　笹川百合子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
愛知県あま市七宝町川部登り前77番地１
債務者　木下　貴史
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９０号
愛知県知多市日長字中石根30番地　Ａ―506
債務者　矢倉　卓也
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎２―201、従前の住所愛知県岡崎市美合新町20番地５　サンシャイン美合105
債務者　若松眞喜子（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係